

令和8年度事業案内

広げよう!! 「支え合い」のまちづくり



江東区社会福祉協議会
マスコットキャラクター
「ふっこくー」

社会福祉法人
江東区社会福祉協議会

江東区社会福祉協議会では、区民の皆さんを対象とした様々なサービスを行っています。

目 次

江東区社会福祉協議会(江東社協)について	1
新規会員募集と会員継続のお願い	2
各種ご寄付のお願い	3
〔社協事業のご案内〕	
地域福祉コーディネーター	4
生活支援コーディネーター	4
地域拠点事業	4
地域福祉活動推進事業	5
ふれあい・いきいきサロン活動への支援	6
電話訪問事業	6
高齢者地域見守り支援事業	7
権利擁護センター「あんしん江東」	8
成年後見制度の推進(中核機関)・日常生活自立支援事業	
ふれあいサービス	10
自立支援サービス(高齢者・障害者向け)・ 一時支援サービス(一般区民向け)・ちょこっとサービス	
ファミリー・サポート事業	12
家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)事業	13
資金の貸付け	14
生活福祉資金・応急小口福祉資金・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金・ 受験生チャレンジ支援貸付事業	
募金運動などの推進	16
赤い羽根共同募金「施設・団体助成募金」運動 歳末たすけあい・地域福祉活動募金運動 不要入れ歯の回収	
ボランティア・地域貢献活動の推進	17
手話通訳者の派遣	17
各種講習会の開催	18
ボランティア講座・団体セミナー ボランティア・アカデミー「地域活動への入り口コース」 災害ボランティア養成講座・手話講習会 朗読ボランティア入門講習会・傾聴ボランティア養成講座 夏体験ボランティア	
福祉機器の貸出サービスなど	20
車いすの貸出し・ハンディキャブ(リフト付きワゴン車)の貸出し 福祉教材などの貸出し・介護用ベッド(電動)の貸出し 愛の杖の配付	
福祉団体などへの助成	23
認定調査事業	23
イベントの開催	24
障害者福祉バザー(まごころ市) 障害者作品展	
広報・PR活動	24

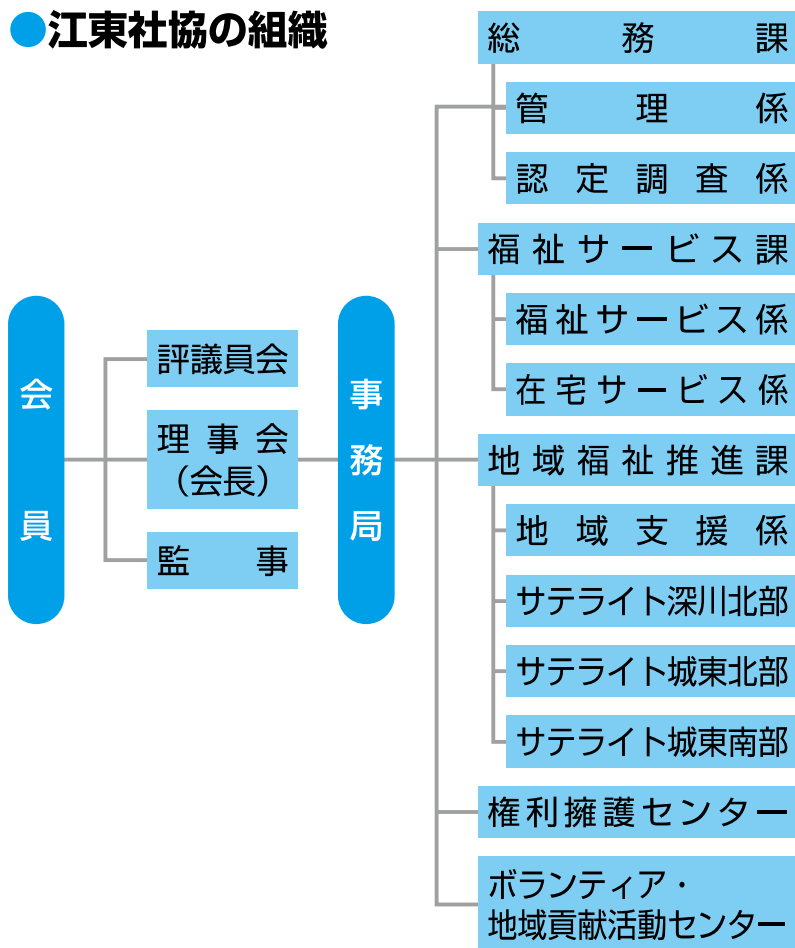
❖江東区社会福祉協議会(江東社協)について

江東社協は、江東区に住んでいるこどもから高齢の方々まで、誰もが安心して暮らすことができるよう、区民の皆さんの支え合い、助け合い活動を推進し、サポートする公共性をもった民間の福祉団体です。

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設立された社会福祉法人です。昭和28年(1953年)3月11日に設立、昭和39年(1964年)7月24日に社会福祉法人として認可されました。

会員の皆さんに支えられ、運営にあたっては、町会・自治会、民生・児童委員、福祉団体などの関係者に役員として参加いただいております。

●江東社協の組織



❖新規会員募集と会員継続のお願い

～あなたも会員になって

『支え合いのまちづくり』にご協力ください～

江東社協の会員は、江東社協の事業に賛同し、財政面から地域福祉を支える一員となっていていただくものです。施設会員・町会自治会会員の皆さまには、綿菓子機や氷削り機などのイベント用品の貸出しを行っています。

会費やご寄付は次のような事業に活用させていただきます。

○地域福祉充実のために

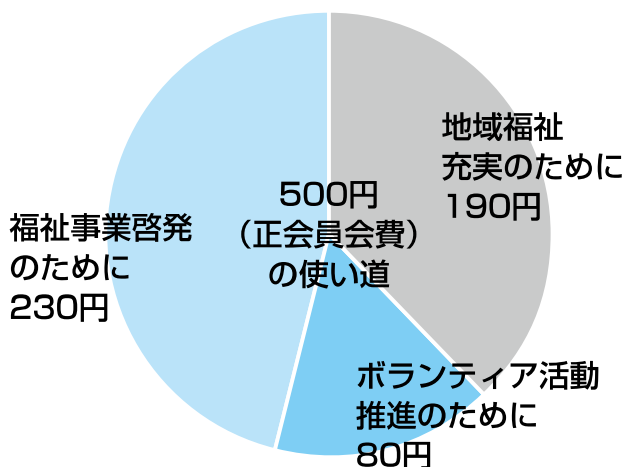
- ・子育てサロン、老人クラブなどの運営支援
- ・地域での交流事業の開催
- ・家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)事業
- ・車いすの貸出し・愛の杖の配付など

○ボランティア活動推進のために

- ・災害時のボランティア活動の拠点準備
- ・ボランティア養成講座
- ・児童、生徒への福祉教育
- ・ボランティアサークルへの支援など

○福祉事業啓発のために

- ・社協だよりの発行
- ・福祉講演会の開催など



●会員の種類と会費額(年額)

一般会員会費

正会員	1口	500円	特別会員	1口	5,000円
賛助会員	1口	1,000円	施設会員	1口	1,000円

町会・自治会会員会費

(町会・自治会ごとに会員になっていただくものです)

町会・自治会会員数(世帯数)に20円を乗じた額
※マンション管理組合としても、ご入会いただけます。

❖各種ご寄付のお願い

寄付は、社協の地域福祉活動を行ううえで、大きな支えとなります。

江東区の地域福祉の向上に、ご協力をお願いします。

ご寄付の方法

- ・窓口へご来所
 - ・ゆうちょ銀行にて払込取扱票で納付
 - ・オンライン決済(クレジットカード、電子マネー)
- ※右記二次元コードを参照

※オンライン決済では、毎月定額のご寄付をいただく「マンスリーサポーター」の登録も可能です。



オンライン決済ページ

遺贈寄付のご案内

遺言によって、ご自身の大切な財産の一部またはすべてを、相続人以外の人や団体に譲渡することを「遺贈」と呼びます。

江東社協への遺贈寄付に関する相談を随時お受けしています。

❖寄付型自動販売機の設置

寄付型自動販売機とは、売上1本ごとに江東社協にご寄付いただく自動販売機です。

寄付型自動販売機を設置することで、設置オーナーや購買者は気軽に社会貢献ができます。

設置にご協力いただける方を随時募集しています。

❖社協だよりへの広告掲載

江東社協が発行する「社協だより」やホームページへの広告掲載を随時募集しています。

❖不要入れ歯の回収

入れ歯に使用されている金属をリサイクルし、その益金を福祉活動に役立てています。回収BOXは、江東区高齢者総合福祉センター、障害者福祉センター、各ふれあいセンターに設置しています

問合せ

総務課 管理係

TEL(3647)1895 FAX(3647)5833

E-mail koto-csw@koto-shakyo.or.jp

社協事業のご案内

地域福祉コーディネーター

担当職員が地域の身近な相談窓口となり、地域の課題や個別の課題の解決に地域の皆さんと一緒に取り組みます。

区内を5つの圏域に分け、それぞれの圏域に担当職員を配置しています。

各圏域には、地域の方々が主体的に運営する見守りや居場所づくりの様々な活動があり、地域福祉コーディネーターは、各担当圏域の活動を支援しながら、地域へのアプローチの入口として連携し、地域課題や困っている方の発見・支援に結びつけています。

生活支援コーディネーター

介護保険制度における高齢者に対する生活支援体制整備のため、第1層(全区域)と第2層(日常生活圏域)に計4名のコーディネーターを配置し、生活支援や介護予防サービスにつながる、住民同士の支え合い活動の啓発や担い手の育成に取り組んでいます。

地域拠点事業

地域福祉コーディネーターが活動する地域拠点として各サテライトを設置し、福祉相談やアウトリーチ活動、「サテライトカフェ『みんなの居場所』」の開催、車いすの貸出し、愛の杖の配付等を行っています。

上記事業に関する問合せは

●E-mail(共通) suishin@koto-shakyo.or.jp

●地域福祉推進課地域支援係

東陽6-2-17

TEL (3640) 1200

FAX (3699) 6266

担当地区

木場・東陽・塩浜・潮見・

豊洲・東雲・有明・青海・

枝川・辰巳

●サテライト深川北部

森下3-10-23 2階

TEL (6659) 3535

FAX (6659) 5044

担当地区

常盤・新大橋・森下・三好・

白河・平野・高橋・扇橋・石島・

千田・千石・海辺・猿江・住吉・

毛利・清澄・佐賀・福住・深川・

冬木・富岡・永代・牡丹・

古石場・越中島・門前仲町

地域福祉活動推進事業

地域交流活動促進事業

区内4地域で、どなたでも参加できる「社協カフェ『みんなの居場所』」や各所で「出張社協カフェ」を開催するなど、地域と社協がつながる場を設けています。

地域福祉サポーター制度

誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、身近なところでできることから関わるボランティアです。

地域で気づいた困りごとを地域福祉コーディネーター（社協職員）と一緒に考え、地域住民同士が支え合う地域づくりを目指して活動します。

地域福祉活動支援事業

地域の皆さんが主体となって行う地域福祉活動（互助活動など）に対して、立ち上げ支援や運営の支援などを行います。

社協出前講座

地域の会合などに職員が伺い、福祉講座や情報提供などを通して福祉に対する理解・関心を高め、住民主体の地域福祉を推進します。

講座メニュー（一例）

- 成年後見制度を活用してみませんか
- 孤立させない地域づくり
- 地域を活性化するボランティア・ネットワークのすすめ

お住まいの地域担当まで

● サテライト城東北部

大島8-28-5

ライオンズタワー大島1階

TEL (5609) 7165

FAX (3681) 4830

担当地区

亀戸・大島

● サテライト城東南部

北砂7-7-1-101

UR北砂七丁目団地1階

TEL (6666) 3326

FAX (6666) 3399

担当地区

北砂・東砂・南砂・新砂・
新木場・夢の島・若洲

ふれあい・いきいきサロン 活動への支援

地域で孤立しがちな高齢者・障害者・子育て中の親子・外国人の方などを囲んで、地域の方々が企画・運営する、身近な仲間づくりの場を支援します。

○活動費・会場費の助成 ○スタッフ・参加者の募集のお手伝い
○活動場所の相談 ○情報の提供 ○PR活動の援助
○人材(講師・指導者など)の紹介 ○レクリエーション備品の貸出し
○他のサロンとの連絡・調整 ○その他、サロン活動に必要な支援



電話訪問事業

区内在住70歳以上のひとり暮らしで登録された方を対象に、週1回電話による訪問で安否の確認をするとともに、孤独感の緩和を図ります。訪問員としてボランティアが従事します。利用申込は江東区長寿応援課シニア活躍支援係と各長寿サポートセンターになります。

上記事業に関する問合せは

●E-mail(共通) suishin@koto-shakyo.or.jp

●地域福祉推進課地域支援係

東陽6-2-17

TEL (3640) 1200

FAX(3699)6266

担当地区

木場・東陽・塩浜・潮見・

豊洲・東雲・有明・青海・

枝川・辰巳

●サテライト深川北部

森下3-10-23 2階

TEL (6659) 3535

FAX(6659)5044

担当地区

常盤・新大橋・森下・三好・

白河・平野・高橋・扇橋・石島・

千田・千石・海辺・猿江・住吉・

毛利・清澄・佐賀・福住・深川・

冬木・富岡・永代・牡丹・

古石場・越中島・門前仲町

高齢者地域見守り支援事業

高齢者の社会的孤立や孤独死を防ぎ、区民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう主体的に取り組む地域に「サポート地域」として登録していただき、見守り活動や、支え合いの体制づくりを支援します。

サポート地域の活動支援

○セミナー開催 ○先進地域の見学 ○地域の課題を見つける「見守りチェックシート」作り ○地域の実情にあった見守り活動のプラン作成・実践の支援 ○活動実践発表会の開催 ○活動活性化へのフォローアップ など

地域見守り連絡会の開催

地域全体で高齢者の孤立防止、異変の早期発見に取り組み、必要な支援を行えるよう、町会・自治会、関係機関のネットワークをつくるため「地域見守り連絡会」を開催します。

見守り活動の普及・啓発

見守り活動に関する情報提供および、サポート地域以外の地域や個人からの見守り活動に関する相談を受け付けます。

お住まいの地域担当まで

●サテライト城東北部

大島8-28-5
ライオンズタワー大島1階
TEL (5609) 7165
FAX (3681) 4830
担当地区
亀戸・大島

●サテライト城東南部

北砂7-7-1-101
UR北砂七丁目団地1階
TEL (6666) 3326
FAX (6666) 3399
担当地区
北砂・東砂・南砂・新砂・
新木場・夢の島・若洲

権利擁護センター 「あんしん江東」

障害や高齢などの理由により判断能力に不安がある方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用や財産管理の援助を行います。また、悪質商法などの権利侵害、複雑な契約や相続などの法律行為についての相談・助言、成年後見制度の利用支援などを行っています。

対象者 高齢者、障害のある方及びその家族

総合相談 ●福祉サービスの利用に関する相談
●判断能力が不十分な方の権利擁護相談

専門相談 弁護士・司法書士が区民の方々の相談にお答えします。

- 福祉サービスの利用に関する苦情相談
- 遺言や相続、終活、財産管理など生活上の法的な相談
- 高齢者や障害者などの権利侵害に関する相談
- 成年後見制度の利用相談

○毎週火曜日（祝・休日、年末年始を除く）

午後2時～4時

※事前に予約が必要です。

※相談は無料。秘密は厳守します。

成年後見制度の推進（中核機関）

成年後見制度（判断能力が不十分になった方に後見人を立てて援助するしくみ）の普及・啓発活動を行います。

- 成年後見制度の相談・利用支援
- 成年後見制度などの講座の開催
- 後見人などの連絡会の開催
- 市民後見人の養成
- 法人後見・後見監督の受任
- 地域連携ネットワーク構築のコーディネート（権利擁護支援方針検討会議の開催等）

日常生活自立支援事業

専門員と生活支援員が、判断能力に不安がある方の福祉サービス利用などのお手伝いをします。

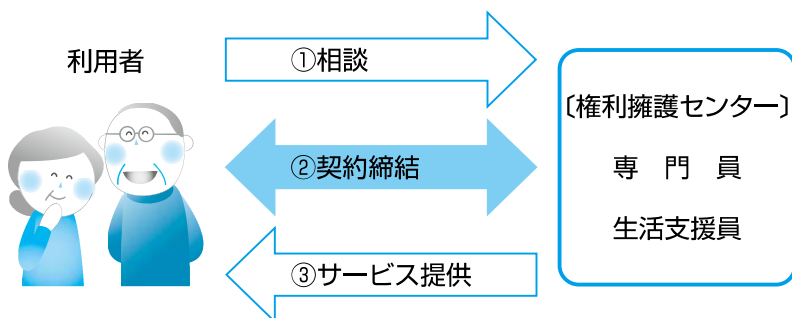
- 福祉サービスの利用援助(基本)
……福祉サービスについての情報提供、利用手続きなどの援助
- 日常的金銭管理サービス(オプション)
……年金や日常生活に必要な預貯金の出し入れ、公共料金や家賃の支払い手続きの援助など
- 書類等預かりサービス(オプション)
……大切な書類、通帳、印鑑などを貸金庫にてお預かりします。

※オプションサービスだけの利用はできません。

◆サービス利用料

	援助内容		利用料
1	福祉サービスの利用援助		1回1時間まで1,000円 (1時間を超えた場合は、30分ごとに500円を加算します。)
2	日常的金銭管理サービス	通帳をご本人が保管する場合	1回1時間まで2,500円 (1時間を超えた場合は、30分ごとに500円を加算します。)
		通帳をお預かりする場合	
3	書類等預かりサービス		1か月1,000円

◆援助の仕組み



問合せ 権利擁護センター「あんしん江東」
TEL(3647)1710 FAX(5683)1570
E-mail kenri@koto-shakyo.or.jp

ふれあいサービス

～住民参加型・在宅福祉サービス～

区民一人ひとりが地域でいきいきと安心して暮らせるよう、地域の方々の協力を得て行う有償のボランティア活動です。同じ地域の住民がお互いに助け合うシステムで家事・外出などのお手伝いをを行います。

自立支援サービス(高齢者・障害者向け)

対象者 おおむね65歳以上の高齢者や障害のある方
※介護保険など、公的サービスの利用ができる方はそちらが優先となります。

内容 家事援助サービス
……掃除・買い物・調理など
外出援助サービス
……通院・銀行等の付添い・車いす介助など

一時支援サービス(一般区民向け)

対象者 一時的に支援が必要な方(世帯)
●日常的に家事を行っている方の一時的な病気(感染症や慢性疾患は除く)やケガ、産前産後(産後は6か月まで)など

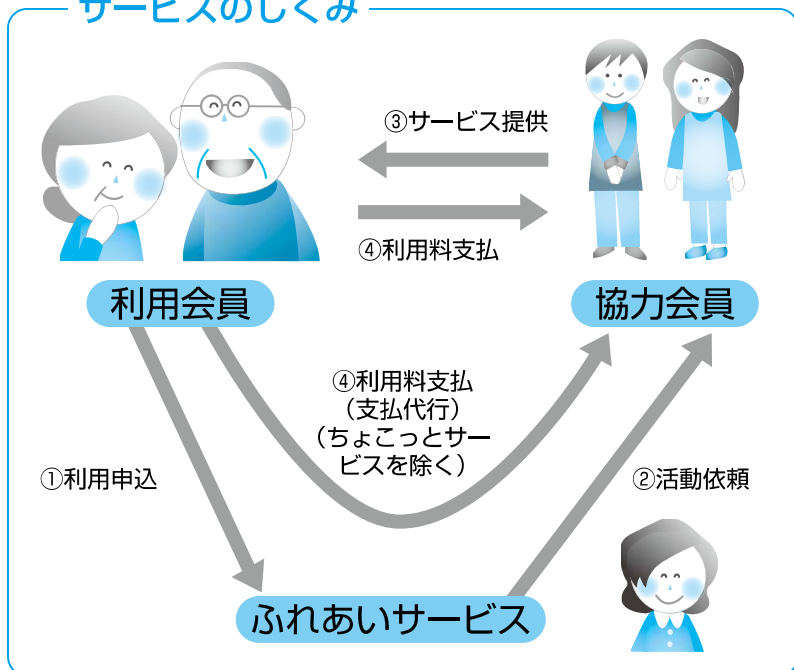
内容 家事援助サービス
……掃除・買い物・調理など
外出援助サービス
……通院・乳幼児の介助など

ちょこっとサービス

対象者 ①高齢者のみの世帯(おおむね65歳以上)
②障害のある方のみの世帯
③高齢者・障害のある方のみの世帯
※利用回数は、世帯で年度内4回まで

内容 30分程度で終了する、継続性のない、単発・簡単な活動
①電球、電池などの交換
②買物代行(体調不良時)
③ごみ出し(粗大ごみ・資源)
④季節道具等の入れ替え(扇風機・こたつなど)
⑤植木の水やり
⑥軽易な家具の移動
⑦軽易な衣類の補修(ボタン付け・ゴム通し等)
⑧クリーニングの持込み・受取り
⑨公共料金等の支払い(体調不良時)
⑩年賀状・手紙等の代筆・代読(制限有)

サービスのしくみ



◆サービスの利用料

サービスの区分	午前9時～午後5時 (月～金)	その他の時間帯 (土日・祝日含む)
家事援助サービス	1時間 800円	1時間 900円
外出援助サービス	1時間 900円	1時間 1,100円
ちよこっとサービス	1回 30分 500円	部品代など実費負担

◆利用会員

区内在住で日常生活を営むのに支障があり、支援を必要とする方(世帯)

登録には年会費500円が必要です。

(ちよこっとサービスは除く)

◆協力会員

ふれあいサービス事業に理解と熱意を持ってボランティア活動を行える方で、18歳以上の健康状態が良好な方であれば、特に資格や経験などは問いません。登録いただける方は事業説明会(年6回開催予定)にご参加ください。

問合せ 総務課 管理係

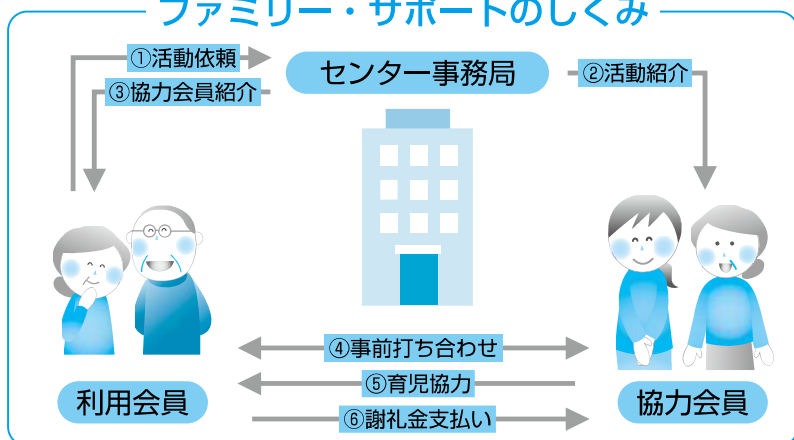
TEL(3647)1895 FAX(3647)5833

E-mail koto-csw@koto-shakyo.or.jp

ファミリー・サポート事業

区内で育児の手助けができる方と育児の手助けを必要とする方を結びつける会員組織です。会員の相互協力と信頼関係に基づくボランティア活動により、地域で子育てがしやすい環境をつくり、小さなお子さんをもつ家庭を支援します。

ファミリー・サポートのしくみ



活動内容

- 保育園・幼稚園などの送迎
- 保育園・幼稚園の登園前・降園後の預かり
- 保護者の出産、通院時などの預かり
- 保護者のリフレッシュのための一時預かり（月に2回まで）など

※原則、お子さんは協力会員の自宅で預かっています。ただし、両会員の手前のもと、3時間以内の活動であれば、利用会員宅での預かりは可能です。

利用時間 午前7時から午後10時

協力謝礼 活動時間・曜日に応じ、800円または1,000円（1活動1児童1時間あたり）

※きょうだいを同時に預けた場合、2人目以降は半額となります。

利用会員・協力会員ともに江東区内にお住まいの方に限ります。

利用会員(育児の手助けが必要な方)

生後57日から小学校3年生までの児童を養育中の方で、この事業に理解のある方。

利用会員登録説明会 年24回開催(事前予約制)

協力会員(育児の手助けができる方)

この事業に熱意を有する20歳以上の心身ともに健康な方で、センターの実施する協力会員登録養成講座を修了した方。

協力会員登録養成講座 年6回開催(事前予約制)

問合せ 福祉サービス課 在宅サービス係
(ファミリー・サポート・センター)
TEL(5683)1573 FAX(5683)1570

家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)事業

未就学児(6歳以下)を養育中の子育て世帯や初産婦の方を対象に、出産の不安解消、孤立化防止、育児不安の軽減などを目的とし、ホームビジター(ボランティア)が週1回2時間程度、計6回訪問します。お話をお聴きし(傾聴)、外出や家事を一緒にしながら(協働)、気持ちに寄り添うことを通して子育て家庭を支援します。

※初産婦の方の訪問回数は計4回程度

問合せ こうとう親子センター ホームスタート・こうとう
TEL090(2162)8835
(担当：福祉サービス課 在宅サービス係)

資金の貸付け

各資金の貸付けについては、まず福祉サービス課
福祉サービス係へお問い合わせください。

生活福祉資金(福祉資金・教育支援資金)

対 象 ●低所得世帯

●障害者の属する世帯

●療養中・要介護高齢者の属する世帯

貸付内容 生業、福祉、療養、介護、災害、教育、緊急小口など

※限度額、返済期間、利子などは内容により
異なります。原則、連帯保証人が必要です。

申込方法 事前に電話で相談のうえ面談を行います。
その他、民生・児童委員との面談が必要です。
東京都社会福祉協議会による審査があります。

問合せ 福祉サービス課 福祉サービス係
TEL(3647)1898 FAX(3699)6266

生活福祉資金(総合支援資金)

対 象 ●低所得世帯であって、失業により生計の維持
が困難になった世帯

※その他、年齢や借入申込者が常用就職可能で
あることなどの要件があります。

貸付限度額 ●複数世帯 月額20万円以内の必要額

●単身世帯 月額15万円以内の必要額

※原則、連帯保証人が必要です。

※その他、住宅入居費、一時生活再建費の貸付
けがあります。

貸付期間 原則6か月以内(初回申請は3か月以内)

申込方法 事前に電話で相談のうえ面談を行い、自立計画
書を作成します。その他、関係機関との定期的
な面談が必要です。
東京都社会福祉協議会による審査があります。

生活福祉資金(不動産担保型生活資金)

一定の居住用不動産(土地・建物)を有し、将来にわたり
その住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し
その不動産を担保として生活資金の貸付けを行い、自立
を支援します。

応急小口福祉資金

- 対 象** ● 病気や災害などにより応急に資金を必要とし、かつ資金を他から借り受けることが困難な方
● 区内に住民登録後、3か月以上在住している世帯
● 返済が確実である方

貸付限度額 10万円(3万円までは保証人不要)
※貸付金額は面談後に決まります。
※3万円を超える場合は、民生・児童委員との面談が必要です。

申込方法 事前に電話で相談のうえ面談を行います。
江東区社会福祉協議会による審査があります。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金

1. 訓練促進資金

江東区が実施する高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に、入学準備金や就職準備金の貸付けを行い、自立を支援します。

2. 住宅支援資金

児童扶養手当の受給を受ける者又は所得が同水準の者で、東京都及び東京都内区市等が実施する母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に、住居の借り上げに必要な資金の貸付けを行い、自立を支援します。

問合せ 福祉サービス課 福祉サービス係
TEL(3647)1898 FAX(3699)6266

受験生チャレンジ支援貸付事業

対 象 世帯収入が一定基準以下の受験生(中学3年生、高校3年生等)がいる世帯
※その他要件があります。
詳しくはお問合せください。

貸付内容 ● 学習塾等受講料貸付金
● 高校受験料貸付金
● 大学受験料貸付金

申込方法 事前に電話で相談のうえ、毎年6月頃に発行される最新の課税証明書(父母等養育者分)を取得してください。
東京都社会福祉協議会による審査があります。

返 済 お子さまが貸付対象である学校へ入学した場合、免除申請書の提出を行うことにより返済を免除(償還免除)します。

問合せ 福祉サービス課
受験生チャレンジ支援貸付相談窓口
TEL(3647)9660 FAX(3699)6266

募金運動などの推進

町会・自治会、民生・児童委員協議会、区内企業・団体や、個人のご協力をいただき実施しています。

皆さんからいただいた善意の募金などは、さまざまな福祉活動や地域福祉の推進に役立っています。

●赤い羽根共同募金(施設・団体助成募金)運動(10月)

●歳末たすけあい・地域福祉活動募金運動(12月)

江東社協は、東京都共同募金会江東区協力会と江東区配分推薦委員会の事務局となっています。募金は次のように活用されています。

- 高齢者関係
車いすや福祉教材などの貸出し・整備
- 障害者関係
障害者施設や団体への事業費の助成
- 児童関係
私立保育園・保育室・私立学童クラブなどの事業費の助成
- ボランティア関係
ボランティア団体の支援
ボランティア講座などの開催
- 地域福祉関係
ふれあい・いきいきサロンなどの地域福祉活動の支援
- ハンディキャブ(リフト付きワゴン車)の貸出し
- 見舞品
支援・援助を必要としている方へ、見舞品の配付

この他にもさまざまな地域福祉の活動に活用させていただきます。

問合せ 福祉サービス課 福祉サービス係
TEL(3647)1898 FAX(3699)6266
E-mail fukushi@koto-shakyo.or.jp

ボランティア・地域貢献活動の推進

地域貢献活動団体、区民、行政、企業間の仲介役として、中立的な立場で各々の活動を支え、その活動の活性化を図ります。

- **地域貢献活動に関する情報の収集・再整理・発信**
情報紙「Connect Koto」やホームページ、X、LINE等により、地域貢献活動団体に関する情報を発信します。
団体の情報を自ら発信できる江東区コミュニティ活動支援サイト「ことこみゅネット」のご案内を行っています。
- **交流機会の創出**
地域貢献活動団体間の交流の場であるNPO等の交流会や、センターが主催するイベント、区内企業等の社会貢献ネットワーク「こらぼら」を通じ、参加者同士がつながる機会を作ります。
- **連携・協働のコーディネート**
区と事業を行いたい、協働事業提案制度に応募したいなど、地域貢献活動団体からの相談を随時お受けするほか、地域貢献活動団体、区民、行政、企業間の協働のコーディネートを行います。
- **地域貢献活動への支援・補助・相談・助言**
団体運営や活動等に関する一般相談のほか、弁護士による法律相談、会計・税務にかかる税理士相談等、専門相談ができます。また、地域貢献につながる新たな事業について、経費の一部を補助します。
- **活動室・備品の貸出し**
センター内の活動室を貸し出しているほか、Wi-Fiルータ、パソコン等の備品や活動室内のロッカー、コピー機(有料)を使用できます。利用には、団体登録が必要です。

※地域貢献活動団体とは、ボランティア団体、NPO法人その他の営利を目的としない公益的な活動を主体的に行う活動団体の総称です。

問合せ ボランティア・地域貢献活動センター

TEL(3645)4087 FAX(3699)6266

E-mail kvac@koto-shakyo.or.jp

手話通訳者の派遣

通院や公的機関の手続きなど、聴覚障害者の日常生活や社会参加を支援することを目的として、手話通訳者を派遣します。

対象者 聴覚障害者および言語障害者／聴覚障害者団体

利用料 無料

申込方法 派遣希望日の7日前までに窓口、FAX
またはオンラインフォームにてお申し込みください。



問合せ ボランティア・地域貢献活動センター

手話通訳者派遣用 FAX(3647)5835

TEL(3645)4087

E-mail sw.haken@koto-shakyo.or.jp

各種講習会の開催

ボランティア講座・団体セミナー

法律、経営、広報等をテーマにした地域貢献活動団体向けのセミナーや、個人ボランティアの養成講座などの各種セミナーを開催しています。

開催日時や詳細は、ホームページ、X、LINE等でお知らせいたします。

問合せ ボランティア・地域貢献活動センター
TEL(3645)4087 FAX(3699)6266
E-mail kvac@koto-shakyo.or.jp

地域活動への入り口「ボランティア・アカデミー」

内 容 講義やグループワーク及びボランティア活動等を通じて、地域について学び考えます。
講座修了後は継続的に活動できるようステップアップの講座を紹介します。

対 象 者 区内在住・在勤で、地域貢献活動に興味のある方

実施予定 年2回

募集人数 各回20名

災害ボランティア養成講座

内 容 防災意識の啓発に努めるとともに、災害発生時にリーダーとして、また災害ボランティアセンターのスタッフとしてさまざまな状況に対応できるボランティアを養成することを目的とする講座です。

対 象 者 区内在住・在勤の方

実施予定 年2回

募集人数 各回30名



手話講習会

内 容 区内在住の聴覚障害者の日常生活や社会参加を支援するために活動する手話通訳者の養成を目的とする講座です。(年間講座)

対 象 者 区内在住または在勤・在学の18歳以上の健聴者で、修了後に手話通訳者として主に区内で活動できる方

コ ー ス 入門(昼・夜)基礎(昼・夜)手話通訳Ⅰ(昼・夜)手話通訳Ⅱ(昼・夜)養成

募集人数 入門:昼夜各38名 基礎:昼夜各24名
手話通訳Ⅰ:昼夜各25名 手話通訳Ⅱ:昼夜各15名 養成:30名

朗読ボランティア入門講習会

内 容 朗読の基礎を学び、視覚に障害のある方や児童・高齢者などへ読み聞かせをするボランティアを養成することを目的とする講座です。

対 象 者 区内在住で、修了後ボランティア活動のできる方

実施予定 年1回

募集人数 15名

傾聴ボランティア養成講座

内 容 傾聴の基本理念を学び、傾聴ボランティアを養成することを目的とする講座です。

対 象 者 区内在住で、修了後傾聴ボランティアとして活動できる方

実施予定 年1回

募集人数 20名

ボランティア体験

内 容 夏休み期間等を利用し、区内の福祉施設でのボランティア活動の契機・継続となる機会を設け、活動を支援します。(※3日間程度)

- 夏体験ボランティア
- 春のボランティア・キャンペーン
- シルバーウィークは会いに行こう

対 象 者 区内在住・在学(中学生以上)・在勤の方

募集人数 約100名



ボランティア・地域貢献活動センター
公式アカウント

福祉機器の 貸出サービスなど

車いすの貸出し

対 象 者 区内在住で、在宅での介護、病気、ケガ、旅行等で一時的に車いすを必要とする方。または他制度の利用ができない方

費 用 ● 使用料は無料
● 宅配便での配送を利用される場合は、配送料が自己負担となります。(区内の宅配業者と提携しています)
※配送受付は社会福祉協議会福祉サービス課のみ

貸出期間 2か月以内。ただし、必要に応じ最長1年まで更新可能です。

申請受付 窓 口	● 社会福祉協議会	東陽6-2-17
	● サテライト深川北部	森下3-10-23 2階
	● サテライト城東北部	大島8-28-5 ライオンズタワー大島1階
	● サテライト城東南部	北砂7-7-1-101 UR北砂七丁目団地1階

申込方法 電話で在庫を確認のうえ、窓口で申請してください。
※区内在住を確認できるもの(マイナンバーカードなど)をご持参ください。
※宅配便での配送を利用される場合は電話で申請してください。

●2種類あります



自走用



介助用

※こども用車いすもあります

問合せ

福祉サービス課 福祉サービス係

TEL(3647)1898 FAX(3699)6266

ハンディキャブ(リフト付きワゴン車)の貸出し

対 象 者	区内在住で車いすを使用されている方で江東社協の賛助会員の方
利 用 料	走行距離に応じたガソリン代の実費負担
貸出期間	一回最大2泊3日、月4回まで
走行距離 範 囲	江東区社会福祉協議会所在地を起点として最大300km以内
申込方法	利用希望日の10日前までに江東区ボランティア・地域貢献活動センターへ電話で予約後、申請手続が必要です。(FAX、Eメールもしくは窓口) なお、運転手がない場合は、運転ボランティアの紹介も行います。 ※利用にあたっては事前登録が必要です。(土・日・休日・年末年始を除く)※登録は1年更新

問合せ ボランティア・地域貢献活動センター
TEL(3645)4087 FAX(3699)6266
E-mail kvac@koto-shakyo.or.jp



福祉教材などの貸出し

対 象 者	江東社協の一般会員(賛助会員、施設会員または特別会員)である企業、団体、施設および区内の教育機関など
貸出期間	1週間まで
貸出する 教材など	①高齢者疑似体験セット ②車いす ③アイマスク ④白い杖 ⑤点字盤 ⑥ポータブルスロープなど。教材の他に、町会・自治会などでのイベント用として、ポップコーン機・綿菓子機・アイスボックス・ホットプレート／かき氷機の貸出しも行っております。
申込方法	電話で確認のうえ、窓口で申請してください。

問合せ 福祉サービス課 福祉サービス係
TEL(3647)1898 FAX(3699)6266
総務課 管理係(イベント用)
TEL(3647)1895 FAX(3647)5833
E-mail koto-csw@koto-shakyo.or.jp

(リサイクル) 介護用ベッド(電動)の貸出し

対 象 者 区内在住で介護用ベッドが必要な方(ただし、要介護2～5に該当する方は対象外)

費 用 ●使用料は無料。ただし貸出しおよび返還時に搬送費の自己負担があります。
●マットレスの貸出しはありません。(65歳以上の方は、区の日常生活用具給付をご利用いただけます。)

申込方法 電話で在庫を確認のうえ、窓口で申請してください。

ご提供ください

不用となった介護用ベッド(電動)の寄付を受付けています。消毒・点検・整備を行い、必要とする方の貸出用に利用します。(お引取りできない機種もあります。電話でお問い合わせください。)

問合せ 福祉サービス課 福祉サービス係
TEL(3647)1898 FAX(3699)6266

愛の杖の配付

対 象 者 区内在住でおおむね65歳以上で歩行が不自由な方

費 用 無料(一人1本1回限り)

配付場所	●社会福祉協議会	東陽6-2-17
	●サテライト深川北部	森下3-10-23 2階
	●サテライト城東北部	大島8-28-5 ライオンズタワー大島1階
	●サテライト城東南部	北砂7-7-1-101 UR北砂七丁目団地1階
	●保護第一課 相談係	東陽4-11-28 江東区役所2階
	●保護第二課 相談係	大島4-5-1 総合区民センター 1階
	●深川ふれあいセンター	平野1-2-3
	●城東ふれあいセンター	北砂4-20-12
	●亀戸ふれあいセンター	亀戸9-33-2-101

希望の方は上記の場所へ住所・氏名・生年月日の確認ができるもの(マイナンバーカードなど)をお持ちください。代理の方でも構いません。

問合せ 福祉サービス課 福祉サービス係
TEL(3647)1898 FAX(3699)6266

福祉団体などへの助成

地域福祉の向上・充実を図ることを目的に結成された団体の地域福祉活動に対し、運営費の一部を助成します。

問合せ 福祉サービス課 福祉サービス係
TEL(3647)1898 FAX(3699)6266

認定調査事業

指定市町村事務受託法人の指定を受け、区の介護保険要介護(要支援)認定調査事務および障害支援区分認定調査事務を受託しています。

問合せ 総務課 認定調査係(介護保険担当)
TEL(3647)5831 FAX(3647)5833
総務課 認定調査係(障害支援区分担当)
TEL(5683)5011 FAX(3647)5833

江東社協の個人情報保護方針

個人情報の保護に関する法律の全面施行をうけて、江東社協では以下の方針に基づき、各福祉サービスにかかる個人情報の適正な取扱いに万全を期します。

個人情報保護に関する方針(プライバシーポリシー)

社会福祉法人江東区社会福祉協議会は、以下の方針に基づき、個人情報の保護に努めます。

- 1.本会は、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、実施するあらゆる事業において、個人情報を慎重に取り扱います。
- 2.本会は、個人情報を適法かつ適正な方法で取得します。
- 3.本会は、個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。
- 4.本会は、あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。
- 5.本会は、個人情報を正確な状態に保つとともに、漏えい、滅失、き損などを防止するため、適切な措置を講じます。
- 6.本会は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申請があった場合には速やかに対応します。
- 7.本会は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。
- 8.本会は、個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、役職員の個人情報保護に関する意識啓発に努めます。
- 9.本会は、この方針を実行するため、個人情報保護規程を定め、これを本会役職員に周知徹底し、確実に実施します。

平成17年4月1日制定

イベントの開催

- 障害者福祉バザー（まごころ市）
区内の障害者福祉施設の手作り作品等を販売します。
- 障害者作品展
障害者の方々が製作した作品を展示し、日頃の成果を発表します。

問合せ 福祉サービス課 福祉サービス係
TEL(3647)1898 FAX(3699)6266

広報・PR活動

社会福祉協議会の活動や事業を多くの方に知っていただくために、広報紙などを作成しています。

- 社協だより
社協事業を分かりやすく掲載します。
- 社協ホームページ・X・Instagram
社協の事業案内や福祉情報を掲載します。新着情報や社協発行の「社協だより」もホームページで見ることができます。



ホームページ



X



Instagram

- Connect Koto(コネクト江東)
ボランティア・地域貢献活動センターの情報紙を作成しています。
※上記ホームページで見ることができます。

皆様のご意見・ご要望をお聞かせください。

- お電話で… (3647)1895
- FAXで… (3647)5833

- メールで…
koto-csw@koto-shakyo.or.jp

- お手紙で…
〒135-0016 江東区東陽6-2-17
江東区高齢者総合福祉センター 2F

地域拠点のご紹介

地域におけるさまざまな困りごとに応じる「社協の地域相談窓口」です。お気軽にお立ち寄りください。

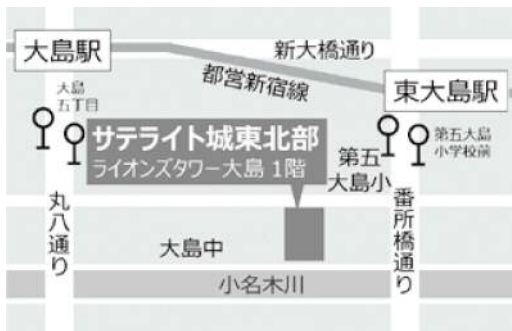
●サテライト深川北部



江東区森下3-10-23 2階

TEL(6659)3535 FAX(6659)5044

●サテライト城東北部



江東区大島8-28-5 ライオンズタワー大島1階

TEL(5609)7165 FAX(3681)4830

●サテライト城東南部



江東区北砂7-7-1-101 UR北砂七丁目団地1階

TEL(6666)3326 FAX(6666)3399



【交通案内】

●東京メトロ東西線

〔木場駅〕 1番出口から徒歩12分

〔東陽町駅〕 1番出口から徒歩15分

●都営バス

〔錦13〕 東陽6丁目 下車1分

〔東22〕・〔門21〕 豊住橋 下車5分

社会福祉法人

江東区社会福祉協議会

〒135-0016 江東区東陽6-2-17 江東区高齢者総合福祉センター 2F

■ 総務課	TEL (3647) 1895	FAX (3647) 5833
■ 管理係		
■ 認定調査係		
■ 介護保険担当	TEL (3647) 5831	FAX (3647) 5833
■ 障害支援区分担当	TEL (5683) 5011	FAX (3647) 5833
■ 福祉サービス課		
■ 福祉サービス係	TEL (3647) 1898	FAX (3699) 6266
■ 在宅サービス係		
■ ふれあいサービス	TEL (5683) 1571	FAX (5683) 1570
■ ファミリー・サポート・センター	TEL (5683) 1573	FAX (5683) 1570
■ 地域福祉推進課	TEL (3640) 1200	FAX (3699) 6266
■ 地域支援係	森下3-10-23 2階	
■ サテライト深川北部	TEL (6659) 3535	FAX (6659) 5044
■ サテライト城東北部	大島8-28-5 ライオンズタワー大島1階	
■ サテライト城東南部	TEL (5609) 7165	FAX (3681) 4830
■ 北砂7-7-1-101 UR北砂七丁目団地1階	TEL (6666) 3326	FAX (6666) 3399
■ 権利擁護センター「あんしん江東」	TEL (3647) 1710	FAX (5683) 1570
■ ボランティア・地域貢献活動センター	TEL (3645) 4087	FAX (3699) 6266

ホームページ <https://koto-shakyo.or.jp/>